

議案第1号

規約・諸規程の変更について

国の要綱・要領の改正等に伴い、この会の規約・規程の変更について、別記のとおり議決を求める。

平成24年3月28日 提出

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会
会長 眞野 弘

※ この議案に係る事項の議決後、当該事項について字句修正等の軽易な変更を行う場合は、会長においてこれを専決することができるものとし、その結果を次期の総会に報告するものとする。

「北海道農地・水・環境保全向上対策協議会規約」新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;">北海道農地・水保全管理対策協議会規約</p> <p style="text-align: right;">平成19年4月16日制定 平成22年4月 1日変更 平成23年8月30日変更 <u>平成24年4月 日変更</u></p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(名称) 第1条 この協議会は、<u>北海道農地・水保全管理対策協議会</u> (以下「道協議会」という。)という。</p> <p>(事務所) 第2条 道協議会は、主たる事務所を北海道土地改良事業団体連合会(札幌市中央区北5条西6丁目1番23号)に置く。</p> <p>(目的) 第3条 道協議会は、<u>地域の農地・農業用水等の資源と環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域共同による農地・農業用水等の資源と農村環境の保全活動及び農業用排水路等の施設の長寿命化のための活動の推進等に資することを目的とする。</u></p> <p>(事業) 第4条 道協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 一 共同活動支援交付金に関すること。 削除 二 向上活動支援に関すること。 三 農地・水保全管理支払推進交付金に関すること。 削除 四 <u>向上活動推進事業補助金等</u>に関すること</p>	<p style="text-align: center;">北海道農地・水・環境保全向上対策協議会規約</p> <p style="text-align: right;">平成19年4月16日制定 平成22年4月1日変更 平成23年8月30日変更</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この協議会は、北海道農地・水・環境保全向上対策協議会(以下「道協議会」という。)という。</p> <p>(事務所) 第2条 道協議会は、主たる事務所を北海道土地改良事業団体連合会(札幌市中央区北5条西6丁目1番23号<u>農地開発センター7階</u>)に置く。</p> <p>(目的) 第3条 道協議会は、農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて地域の振興に資するため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動の推進、農業者ぐるみでの先進的な営農活動の推進、農業用排水路等の施設の長寿命化を図るための向上活動の推進を、一体的かつ総合的に支援することを目的として活動を行う。</p> <p>(事業) 第4条 道協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 一 共同活動支援交付金に関すること 二 先進的営農活動支援交付金に関すること。 三 向上活動支援に関すること。 四 農地・水保全管理支払推進交付金に関すること。 五 環境保全型農業直接支払等推進交付金に関すること。 六 向上活動推進事業補助金に関すること</p>

変 更 後	変 更 前
<p>五 その他道協議会の目的を達成するために必要なこと。 2 道協議会は、<u>前項各号</u>に関する事務の一部を北海道土地改良事業団体連合会に委託して実施する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 会 員 等</p> <p>(道協議会の会員)</p> <p>第5条 道協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 <u>北海道</u> 二 <u>農地・水保全管理支払交付金の交付対象となる活動組織がある市町村</u> 三 <u>北海道土地改良事業団体連合会</u> 四 <u>北海道農業協同組合中央会</u> 五 <u>北海道市長会</u> 六 <u>北海道町村会</u> 七 <u>北海道農業会議</u> <p>2 <u>前項各号に掲げる会員の代表者は、各会員が定める。</u></p> <p>削除</p> <p>(届出)</p> <p>第6条 会員は、<u>その名称、所在地又は代表者の氏名</u>に変更があったときは、遅滞なく道協議会にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(アドバイザー)</p> <p>第7条 <u>道協議会は、第3条の目的を達成するためアドバイザーを置く。</u></p> <p>2 <u>前項のアドバイザーは、北海道開発局農業水産部長とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 役 員 等</p> <p>(役員の数及び選任)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の役員は、第5条第2項の<u>代表者</u>の中から総会において選任する。</p>	<p>七 その他道協議会の目的を達成するために必要なこと。 2 道協議会は、前項すべての号に関する業務の一部を北海道土地改良事業団体連合会に委託して実施する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 会員等</p> <p>(道協議会の会員)</p> <p>第5条 道協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 北海道土地改良事業団体連合会長 二 北海道農政部長 三 農地・水・環境保全向上対策を実施する活動組織がある市町村長 四 北海道農業協同組合中央会副会長 五 北海道市長会長 六 北海道町村会長 七 北海道農業会議会長 <p>2 道協議会は前項の会員以外に、必要に応じ、組織の追加を認めることができるものとする。</p> <p>3 道協議会はアドバイザーとして、北海道開発局農業水産部長の参加を求めることができる。</p> <p>(届出)</p> <p>第6条 会員は、<u>その氏名又は住所(会員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名)</u>に変更があったときは、遅滞なく道協議会にその旨を届け出なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 役員等</p> <p>(役員の数及び選任)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項の役員は、第5条第1項の会員の中から総会において選任する。</p>

変 更 後	変 更 前
<p>3 [略]</p> <p>(役員の職務) 第9条 [略]</p> <p>(役員の任期) 第10条 [略]</p> <p>(任期満了又は辞任の場合) 第11条 [略]</p> <p>(役員解任) 第12条 [略]</p> <p>(役員報酬) 第13条 [略]</p> <p style="text-align: center;">第4章 総 会</p> <p>(総会の種別等) 第14条 [略]</p> <p>(総会の招集) 第15条 [略]</p> <p>(総会の議決方法等) 第16条 [略]</p> <p>4 総会の議事は、第18条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>5 [略]</p>	<p>3 [略]</p> <p>(役員の職務) 第8条 [略]</p> <p>(役員の任期) 第9条 [略]</p> <p>(任期満了又は辞任の場合) 第10条 [略]。</p> <p>(役員解任) 第11条 [略]</p> <p>(役員報酬) 第12条 [略]</p> <p style="text-align: center;">第4章 総会</p> <p>(総会の種別等) 第13条 [略]</p> <p>(総会の招集) 第14条 [略]</p> <p>(総会の議決方法等) 第15条 [略]</p> <p>4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>5 [略]</p>

変 更 後	変 更 前
<p>(総会の権能)</p> <p>第17条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。 二 年度事業報告及び収支決算に関する事。 三 諸規程の制定及び改廃に関する事。 四 共同活動支援交付金の実施に関する事。 <p>削除</p> <p>五 向上活動支援に関する事。</p> <p>六 農地・水保全管理支払推進交付金の実施に関する事。</p> <p>削除</p> <p>七 向上活動推進事業補助金等に関する事。</p> <p>八 その他道協議会の運営に関する重要な事項。</p> <p>(特別議決事項)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>(書面又は代理人による議決)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>4 第16条第1項及び第4項並びに第18条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>二 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項の規定により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名(第19条第4項の規定により出席したとみなされた者を含む。)</p> <p>三～五 [略]</p> <p>3～4 [略]</p>	<p>(総会の権能)</p> <p>第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。 二 年度事業報告及び収支決算に関する事。 三 諸規程の制定及び改廃に関する事。 四 共同活動支援交付金の実施に関する事。 五 先進的営農活動支援交付金の実施に関する事。 六 向上活動支援に関する事。 七 農地・水保全管理支払推進交付金の実施に関する事。 八 環境保全型農業直接支払等推進交付金の実施に関する事。 九 向上活動推進事業補助金に関する事。 十 その他道協議会の運営に関する重要な事項。 <p>(特別議決事項)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>(書面又は代理人による議決)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>二 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項の規定により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名(第18条第4項の規定により出席したとみなされた者を含む。)</p> <p>三～五 [略]</p> <p>3～4 [略]</p>

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;">第5章 幹 事 会</p> <p>(幹事会の構成等)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 幹事会は、次の各号に掲げる会員の代表者から届け出のあった者をもって組織する。</p> <p>一 北海道</p> <p>二 <u>会員市町村の中から、総合振興局、振興局管内でそれぞれ1市町村。ただし、空知及び上川総合振興局管内にあっては、2市町村。</u></p> <p>三 <u>北海道土地改良事業団体連合会</u></p> <p>四 <u>北海道農業協同組合中央会</u></p> <p>五 <u>北海道市長会</u></p> <p>六 <u>北海道町村会</u></p> <p>七 <u>北海道農業会議</u></p> <p>3～4 [略]</p> <p>5 <u>幹事の所属又は氏名に変更があったときは、遅滞なく道協議会にその旨を届け出なければならない。</u></p> <p>6 <u>幹事会の運営を円滑に行うため、アドバイザーを置く。</u></p> <p>7 <u>前項のアドバイザーは、北海道開発局から届け出のあった者とする。</u></p> <p>(幹事会の権能)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>削除</p>	<p style="text-align: center;">第5章 幹事会</p> <p>(幹事会の構成等)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 幹事会は、第23条第4項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。</p> <p>一 北海道土地改良事業団体連合会(水土里推進部長)</p> <p>二 北海道農政部(農村振興局農村設計課活性化担当課長、食の安全推進局食品政策課農業環境担当課長)</p> <p>三 農地・水保全管理支払交付金を実施する活動組織がある市町村の担当課長等</p> <p>四 北海道農業協同組合中央会(農業企画課長)</p> <p>五 北海道市長会(事務局参事)</p> <p>六 北海道町村会(政務部長)</p> <p>七 北海道農業会議(業務部長)</p> <p>3～4 [略]</p> <p>5 幹事第2項第三号は第22条の各項をもってあてる。</p> <p>6 幹事会はアドバイザーとして、北海道開発局農業振興課長の参加を求めることができる。</p> <p>(幹事会の権能)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>(代議員の構成等)</p> <p>第22条 道協議会幹事会の業務運営を円滑に行うため、農地・水保全管理交付金を実施する市町村担当課長等(以下「実施市町村課長等」という。)から、総合振興局又は振興局単位で1名又は複数名の代議員を選出する。</p> <p>2 代議員の人数にあたっては、会長が決定し、各総合振興局又は振興局単位において実施市町村課長等の中から互選する。</p> <p>3 代議員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。</p> <p>4 代議員は幹事会議決事項等をその他の実施市町村課長等へ伝達すること。</p>

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;">第6章 事 務 局</p> <p>(事務局) 第23条 [略] 2 事務局は次の各号に掲げる<u>会員の担当職員</u>をもって組織する。 一 <u>北海道</u> 削除 二 <u>北海道土地改良事業団体連合会</u> 三 <u>北海道農業協同組合中央会</u> 3～6 [略]</p> <p>(業務の執行) 第24条 [略]</p> <p>(書類及び帳簿の備付け) 第25条 [略]</p> <p style="text-align: center;">第7章 会 計</p> <p>(事業年度) 第26条 [略]</p> <p>(資金) 第27条 道協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。 一 共同活動支援交付金 削除 二 <u>一の国からの支援交付金と一体的に交付される地方公共団体からの補助金等</u> 三 <u>向上活動支援に係る地方公共団体からの補助金等</u> 四 <u>農地・水保全管理支払推進交付金</u> 削除</p>	<p style="text-align: center;">第6章 事務局</p> <p>(事務局) 第23条 [略] 2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。 一 北海道農政部農村振興局農村設計課農村活性化グループ 二 北海道農政部食の安全推進局食品政策課クリーン・有機農業グループ 三 土地改良事業団体連合会水土里推進部農地・水・環境保全支援グループ 四 北海道農業協同組合中央会農業振興部農業企画課 3～6 [略]</p> <p>(業務の執行) 第24条 [略]</p> <p>(書類及び帳簿の備付け) 第25条 [略]</p> <p style="text-align: center;">第7章 会計</p> <p>(事業年度) 第26条 [略]</p> <p>(資金) 第27条 道協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。 一 共同活動支援交付金 二 先進的営農活動支援交付金 三 一及び二の国からの支援交付金と一体的に交付される地方公共団体からの補助金等 四 向上活動支援に係る地方公共団体からの補助金等 五 農地・水保全管理支払推進交付金 六 環境保全型農業直接支払等推進交付金 七 向上活動推進事業補助金</p>

変 更 後	変 更 前
<p>五 向上活動推進事業補助金等 六 その他の収入</p> <p>(資金の取扱い) 第28条 [略]</p> <p>(事務経費支弁の方法等) 第29条 道協議会の事務に要する経費は、<u>第27条第1項第三号の向上活動支援に係る地方公共団体からの補助金等、同条第四号の農地・水保全管理支払推進交付金、同条第五号の向上活動推進事業補助金等及び同条第六号のその他の収入をもって充てる。</u></p> <p>2 道協議会の事務に要する経費は、<u>第27条第1項第一号及び第二号</u>の資金から支弁してはならない。</p> <p>(年度事業計画及び収支予算) 第30条 [略]</p> <p>(監査等) 第31条 [略]</p> <p>(報告) 第32条 会長は、<u>農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成24年4月 日 付け23農振第2342号)</u>、(以下、「要綱」という。)、<u>農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成24年4月 日 23農振第2343号)</u>、(以下、「要領」という。) その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を農村振興局長に提出しなければならない。</p> <p>一～三 [略]</p>	<p>八 その他の収入</p> <p>(資金の取扱い) 第28条 [略]</p> <p>(事務経費支弁の方法等) 第29条 道協議会の事務に要する経費は、<u>第27条第五号の農地・水保全管理支払推進交付金、同条第六号の環境保全型農業直接支払等推進交付金、同条第七号の向上活動推進事業補助金及び同条第八号のその他の収入をもって充てる。</u></p> <p>2 道協議会の事務に要する経費は、<u>第27条第一号、第二号、第三号及び第四号の資金</u>から支弁してはならない。</p> <p>(年度事業計画及び収支予算) 第30条 [略]</p> <p>(監査等) 第31条 [略]</p> <p>(報告) 第32条 会長は、<u>農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成23年4月1日 付け22農振第2261号)</u>、<u>環境保全型農業直接支援対策実施要綱(平成23年4月1日 付け22生産第10953号)</u>(以下、これらを「要綱」という。)、<u>農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成23年4月1日 22農振第2262号)</u>、<u>環境保全型農業直接支援対策実施要領(平成23年4月1日 付け22生産第10954号)</u>(以下、これらを「要領」という。) その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を農村振興局長及び北海道農政事務所長に提出しなければならない。</p> <p>一～三 [略]</p>

変 更 後	変 更 前
<p>第8章 道協議会規約等の変更、解散及び残余財産の処分 (規約の変更)</p> <p>第33条 この規約及び第24条各号に掲げる規程を変更した場合は、会長は、<u>遅滞なく農村振興局長に届け出なければならない。</u></p> <p>削除</p> <p>(事業終了後及び道協議会が解散した場合の残余財産の処分)</p> <p>第34条 第4条第1項第一号から四号の事業が終了した場合及び道協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額及びその運用益にあつては農村振興局長に返還するとともに、同条第1項第一号から第四号の事業に係る地方公共団体からの交付相当額及びその運用益にあつては、当該地方公共団体に返還するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第9章 雑 則</p> <p>(細則)</p> <p>第35条 [略]</p> <p>附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号) 1～4[略]</p> <p>附 則(平成22年5月28日付け 22 道協議会第35号) 1[略]</p> <p>附 則(平成23年8月30日付け23道協議会第63号) 1[略]</p> <p><u>附 則(平成24年4月〇日付け24道協議会第〇〇号)</u> 1 この規約は、平成24年4月〇日から施行する。</p>	<p>第8章 道協議会規約等の変更、解散及び残余財産の処分 (規約の変更)</p> <p>第33条 この規約を変更した場合は農村振興局長及び北海道農政事務所長の承認を受けなければならない。</p> <p>(届出)</p> <p>第34条 第24条各号に掲げる規程に変更があつた場合には、会長は、遅滞なく農村振興局長及び北海道農政事務所長に届け出なければならない。</p> <p>(事業終了後及び道協議会が解散した場合の残余財産の処分)</p> <p>第35条 第4条第1項第一号、第二号、第四号及び第五号の事業が終了した場合及び道協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額及びその運用益にあつては要綱に基づき農村振興局長及び北海道農政事務所長に返還するとともに、同条第1項第一号から第三号及び第六号の事業に係る地方公共団体からの交付相当額及びその運用益にあつては、当該地方公共団体に返還するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第9章 雑則</p> <p>(細則)</p> <p>第36条 [略]</p> <p>附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号) 1～4[略]</p> <p>附 則(平成22年5月28日付け 22 道協議会第35号) 1[略]</p> <p>附 則(平成23年8月30日付け23道協議会第63号) 1[略]</p>

「北海道農地・水・環境保全向上対策協議会事務処理規程」新旧対照表

変 更 後	変 更 前
北海道農地・水保全管理対策協議会事務処理規程	北海道農地・水・環境保全向上対策協議会事務処理規程
平成19年4月16日制定 平成22年4月1日変更 平成23年8月30日変更 <u>平成24年4月 日変更</u>	平成19年4月16日制定 平成22年4月1日変更 平成23年8月30日変更
(目的) 第1条 この規程は、北海道農地・水保全管理対策協議会(以下「道協議会」という。)における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。	(目的) 第1条 この規程は、北海道農地・水・環境保全向上対策協議会(以下「道協議会」という。)における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。
(事務処理の原則) 第2条[略]	(事務処理の原則) 第2条[略]
(事務処理体制) 第3条 道協議会の事務処理は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。	(事務処理体制) 第3条 道協議会の事務処理は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。
(事務の区分) (事務委託組織) (責任者)	(事務の区分) (事務分担組織) (責任者)
一 共同活動支援交付金に係る事務 北海道土地改良事業団体連合会 北海道農政部農村振興局農村設計課活性化担当課長	一 共同活動支援交付金に係る事務 北海道土地改良事業団体連合会 北海道農政部農村振興局農村設計課活性化担当課長
削除	二 先進的営農活動支援交付金に係る事務 北海道土地改良事業団体連合会 北海道農政部食の安全推進局食品政策課農業環境担当課長
二 向上活動支援に係る事務 北海道土地改良事業団体連合会 北海道農政部農村振興局農村設計課活性化担当課長	三 向上活動支援に係る事務 北海道土地改良事業団体連合会 北海道農政部農村振興局農村設計課活性化担当課長
三 農地・水保全管理支払推進交付金に係る事務 北海道土地改良事業団体連合会 北海道土地改良事業団体連合会水土里推進部長	四 農地・水保全管理支払推進交付金に係る事務 北海道土地改良事業団体連合会 北海道土地改良事業団体連合会水土里推進部長

変 更 後			変 更 前		
削除			五 環境保全型農業直接 支払等推進交付金に 係る事務	北海道土地改良 事業団体連合会	北海道土地改良事業 団体連合会水土里推 進部長
四 向上活動推進事業 補助金等に係る事 務	北海道土地改良 事業団体連合会	北海道土地改良事業 団体連合会水土里推 進部長	六 向上活動推進事業 補助金に係る事務	北海道土地改良 事業団体連合会	北海道土地改良事業 団体連合会水土里推 進部長
2[略]			2[略]		
(雑則)			(雑則)		
策4条 <u>農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成24年4月 日付け23農 振第 号)、農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成24年4月 日 23農振第 号)、道協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この 規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</u>			策4条 農地・水・環境保全向上対策実施要綱(平成19年3月30日付け18農 振第1777号農林水産事務次官依命通知)、農地・水・環境保全向上対策実 施要領(平成19年3月30日付け18農振第1778号生産局長、農村振興局 長通知)、道協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施 に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。		
附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号)			附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号)		
1[略]			1[略]		
附 則(平成22年5月28日付け22道協議会第36号)			附 則(平成22年5月28日付け22道協議会第36号)		
1[略]			1[略]		
附 則(平成23年8月30日付け23道協議会第64号)			附 則(平成23年8月30日付け23道協議会第64号)		
1[略]			1[略]		
附 則(平成24年4月○日付け24道協議会第○号)					
1 <u>この規程は、平成24年4月○日から施行する。</u>					

「北海道農地・水・環境保全向上対策協議会会計処理規程」新旧対照表

変 更 後	変 更 前
北海道農地・水保全管理対策協議会会計処理規程	北海道農地・水・環境保全向上対策協議会会計処理規程
平成19年4月16日制定 平成23年8月30日変更 平成24年4月 日変更	平成19年4月16日制定 平成23年8月30日変更
第1章 総 則	第1章 総則
(目的) 第1条 この規程は、 <u>北海道農地・水保全管理対策協議会</u> (以下「道協議会」という。)の会計の処理に関する基準を確立して、地域協議会の業務の適正、かつ、能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この規程は、北海道農地・水・環境保全向上対策協議会(以下「道協議会」という。)の会計の処理に関する基準を確立して、地域協議会の業務の適正、かつ、能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。
(適用範囲) 第2条 <u>道協議会の会計業務に関しては、農地・水保全管理支払交付金交付要綱(平成24年4月1日付け23農振第 号。以下「要綱」という。)及び道協議会規約(以下「協議会規約」という。)</u> に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。	(適用範囲) 第2条 道協議会の会計業務に関しては、農地・水保全管理支払交付金交付要綱(平成23年4月1日付け22農振第2260号農林水産事務次官依命通知)、環境保全型農業直接支援対策交付金交付要綱(平成23年4月1日付け22生産第10955号農林水産事務次官依命通知)(以下、これらを「要綱」という。)及び道協議会規約(以下「協議会規約」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。
(会計原則) 第3条[略]	(会計原則) 第3条[略]
(会計区分) 第4条 道協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。 一 共同活動支援交付金会計 削除 二 向上活動支援会計 三 農地・水保全管理支払推進交付金会計 削除 四 向上活動推進事業補助金等会計 2[略]	(会計区分) 第4条 道協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。 一 共同活動支援交付金会計 二 先進的営農活動支援交付金会計 三 向上活動支援会計 四 農地・水保全管理支払推進交付金会計 五 環境保全型農業直接支払等推進交付金会計 六 向上活動推進事業補助金会計 2[略]

変 更 後	変 更 前				
<p>(口座の開設) 第5条</p> <p>(会計年度) 第6条 道協議会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、道協議会が設立された当初の会計年度については、設立総会の日から翌年の3月31日までとする。 2 道協議会の出納は、翌年度の<u>5月20日</u>をもって閉鎖する。</p> <p>(出納責任者) 第7条[略]</p> <p>(経理責任者) 第8条 次の各号に掲げる道協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>(事務の区分)</p> <p>一 共同活動支援交付金に係る事務 削除</p> <p>二 向上活動支援に係る事務</p> <p>三 農地・水保全管理支払推進交付金に係る事務 削除</p> <p>四 向上活動推進事業補助金等に係る事務</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>(経理責任者)</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> </td> </tr> </table> <p>2[略]</p> <p>(帳簿書類の保存及び処分) 第9条[略]</p> <p style="text-align: center;">第2章 勘定科目及び会計帳簿類[略]</p>	<p>(事務の区分)</p> <p>一 共同活動支援交付金に係る事務 削除</p> <p>二 向上活動支援に係る事務</p> <p>三 農地・水保全管理支払推進交付金に係る事務 削除</p> <p>四 向上活動推進事業補助金等に係る事務</p>	<p>(経理責任者)</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p>	<p>(口座の開設) 第5条</p> <p>(会計年度) 第6条 道協議会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、道協議会が設立された当初の会計年度については、設立総会の日から翌年の3月31日までとする。 2 道協議会の出納は、翌年度の4月30日をもって閉鎖する。</p> <p>(出納責任者) 第7条[略]</p> <p>(経理責任者) 第8条 次の各号に掲げる北海道協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>(事務の区分)</p> <p>一 共同活動支援交付金に係る事務</p> <p>二 先進的営農活動支援交付金に係る事務</p> <p>三 向上活動支援に係る事務</p> <p>四 農地・水保全管理支払推進交付金に係る事務</p> <p>五 環境保全型農業直接支払等推進交付金に係る事務</p> <p>六 向上活動推進事業補助金に係る事務</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>(経理責任者)</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> </td> </tr> </table> <p>2[略]</p> <p>(帳簿書類の保存及び処分) 第9条[略]</p> <p style="text-align: center;">第2章 勘定科目及び会計帳簿類[略]</p>	<p>(事務の区分)</p> <p>一 共同活動支援交付金に係る事務</p> <p>二 先進的営農活動支援交付金に係る事務</p> <p>三 向上活動支援に係る事務</p> <p>四 農地・水保全管理支払推進交付金に係る事務</p> <p>五 環境保全型農業直接支払等推進交付金に係る事務</p> <p>六 向上活動推進事業補助金に係る事務</p>	<p>(経理責任者)</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p>
<p>(事務の区分)</p> <p>一 共同活動支援交付金に係る事務 削除</p> <p>二 向上活動支援に係る事務</p> <p>三 農地・水保全管理支払推進交付金に係る事務 削除</p> <p>四 向上活動推進事業補助金等に係る事務</p>	<p>(経理責任者)</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p>				
<p>(事務の区分)</p> <p>一 共同活動支援交付金に係る事務</p> <p>二 先進的営農活動支援交付金に係る事務</p> <p>三 向上活動支援に係る事務</p> <p>四 農地・水保全管理支払推進交付金に係る事務</p> <p>五 環境保全型農業直接支払等推進交付金に係る事務</p> <p>六 向上活動推進事業補助金に係る事務</p>	<p>(経理責任者)</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p> <p>北海道土地改良事業団体連合会経理主任者</p>				

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;">第3章 予 算</p> <p>(予算の目的) 第16条[略]</p> <p>(年度事業計画及び収支予算の作成) 第17条 [略] 2 前項の年度事業計画及び収支予算は、農村振興局長に報告しなければならない。</p> <p>(予算の実施)第18条～(予算の流用)第19条[略]</p> <p style="text-align: center;">第4章 出 納～第5章 物 品[略]</p> <p style="text-align: center;">第6章 決 算</p> <p>(決算の目的)第32条～(年度決算の確定)第36条[略]</p> <p>(報告) 第37条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を農村振興局長に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第7章 雑 則</p> <p>第38条 <u>農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成24年4月 日付け23農振第 号)、農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成24年4月 日23農振第 号)、道協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</u></p> <p>附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号) 1[略] 附 則(平成23年8月30日付け23道協議会第64号) 1[略] 附 則(平成24年4月○日付け24道協議会第○号) 1 この規程は、平成24年4月○日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 予算</p> <p>(予算の目的) 第16条[略]</p> <p>(年度事業計画及び収支予算の作成) 第17条 [略] 2 前項の年度事業計画及び収支予算は、農村振興局長及び<u>北海道農政事務所長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(予算の実施)第18条～(予算の流用)第19条[略]</p> <p style="text-align: center;">第4章 出納～第5章 物品[略]</p> <p style="text-align: center;">第6章 決算</p> <p>(決算の目的)第32条～(年度決算の確定)第36条[略]</p> <p>(報告) 第37条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を農村振興局長及び<u>北海道農政事務所長</u>に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第7章 雑則</p> <p>第38条 農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2261号)、環境保全型農業直接支援対策実施要綱(平成23年4月1日付け22生産第10953号)、農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成23年4月1日22農振第2262号)、環境保全型農業直接支援対策実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号)、道協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号) 1[略] 附 則(平成23年8月30日付け23道協議会第64号) 1[略]</p>

「北海道農地・水・環境保全向上対策協議会文書取扱規程」新旧対照表

変 更 後	変 更 前																									
北海道農地・水保全管理対策協議会文書取扱規程	北海道農地・水・環境保全向上対策協議会文書取扱規程																									
平成19年4月16日制定 平成23年8月30日変更 <u>平成24年4月 日変更</u>	平成19年4月16日制定 平成23年8月30日変更																									
(目的) 第1条 この規程は、 <u>北海道農地・水保全管理対策協議会</u> (以下「道協議会」という。)における文書の取扱いについて必要な事項を定め、文書による事務の処理を適正、かつ、能率的にすることを目的とする。	(目的) 第1条 この規程は、北海道農地・水・環境保全向上対策協議会(以下「道協議会」という。)における文書の取扱いについて必要な事項を定め、文書による事務の処理を適正、かつ、能率的にすることを目的とする。																									
(文書の処理及び取扱の原則)第2条～第3条[略]	(文書の処理及び取扱の原則)第2条～第3条[略]																									
(文書の発行名義人) 第4条 文書の発行名義人は、会長、 <u>幹事長</u> 及び事務局長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。	(文書の発行名義人) 第4条 文書の発行名義人は、会長及び事務局長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。																									
(文書管理責任者) 第5条 次の各号に掲げる道協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。	(文書管理責任者) 第5条 次の各号に掲げる道協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。																									
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(事務の区分)</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>一 共同活動支援交付金に係る事務</td> <td style="text-align: center;">(文書管理責任者)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">削除</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle; text-align: center;">} 北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長</td> </tr> <tr> <td>二 向上活動支援に係る事務</td> </tr> <tr> <td>三 農地・水保全管理支払推進交付金に係る事務</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">削除</td> </tr> <tr> <td>四 向上活動推進事業補助金に係る事務</td> <td></td> </tr> </table>	(事務の区分)		一 共同活動支援交付金に係る事務	(文書管理責任者)	削除	} 北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長	二 向上活動支援に係る事務	三 農地・水保全管理支払推進交付金に係る事務	削除	四 向上活動推進事業補助金に係る事務		<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(事務の区分)</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>一 共同活動支援交付金に係る事務</td> <td style="text-align: center;">(文書管理責任者)</td> </tr> <tr> <td>二 先進的営農活動支援交付金に係る事務</td> <td style="vertical-align: top;">北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長</td> </tr> <tr> <td>三 向上活動支援に係る事務</td> <td style="vertical-align: top;">北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長</td> </tr> <tr> <td>四 農地・水保全管理支払推進交付金に係る事務</td> <td style="vertical-align: top;">北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長</td> </tr> <tr> <td>五 環境保全型農業直接支払等推進交付金に係る事務</td> <td style="vertical-align: top;">北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長</td> </tr> <tr> <td>六 向上活動推進事業補助金に係る事務</td> <td style="vertical-align: top;">北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長</td> </tr> </table>	(事務の区分)		一 共同活動支援交付金に係る事務	(文書管理責任者)	二 先進的営農活動支援交付金に係る事務	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長	三 向上活動支援に係る事務	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長	四 農地・水保全管理支払推進交付金に係る事務	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長	五 環境保全型農業直接支払等推進交付金に係る事務	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長	六 向上活動推進事業補助金に係る事務	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長
(事務の区分)																										
一 共同活動支援交付金に係る事務	(文書管理責任者)																									
削除	} 北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長																									
二 向上活動支援に係る事務																										
三 農地・水保全管理支払推進交付金に係る事務																										
削除																										
四 向上活動推進事業補助金に係る事務																										
(事務の区分)																										
一 共同活動支援交付金に係る事務	(文書管理責任者)																									
二 先進的営農活動支援交付金に係る事務	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長																									
三 向上活動支援に係る事務	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長																									
四 農地・水保全管理支払推進交付金に係る事務	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長																									
五 環境保全型農業直接支払等推進交付金に係る事務	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長																									
六 向上活動推進事業補助金に係る事務	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長																									

変 更 後	変 更 前
<p>2[略]</p> <p>(文書に関する帳簿)第6条～(供覧文書)第16条[略]</p> <p>第 17 条 文書番号は、次に掲げるものとする。 <input type="checkbox"/><input type="checkbox"/>道協議会第 <input type="checkbox"/><input type="checkbox"/> 号(<input type="checkbox"/><input type="checkbox"/>は年度)</p> <p>2 [略]</p> <p>3 文書番号は、<u>道協議会規約</u>(以下「協議会規約」という。)に定める事業年度ごとに起番するものとする。</p> <p>(文書の施行)</p> <p>第 18 条 起案文書の施行に当たっては、第6条第1項第一号の文書登録簿又は同条第1項第二号の簡易文書整理簿に所要事項を記入し、<u>会長名の文書には必要に応じ公印を押印するものとする。</u></p> <p>(発送)第19条～(文書の廃棄)第23条[略]</p> <p>(雑則)</p> <p>第24条 <u>農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成24年4月 日付け23農振第 <input type="checkbox"/>号)、農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成24年4月 日23農振第 <input type="checkbox"/>号)、道協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</u></p> <p>附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号)</p> <p>1[略]</p> <p>附 則(平成23年8月30日付け23道協議会第64号)</p> <p>1[略]</p> <p>附 則(平成24年4月○日付け24道協議会第○号)</p> <p>1 <u>この規程は、平成24年4月○日から施行する。</u></p>	<p>2[略]</p> <p>(文書に関する帳簿)第6条～(供覧文書)第16条[略]</p> <p>第 17 条 文書番号は、次に掲げるものとする。 一 道協議会会長 19 第 <input type="checkbox"/> 号</p> <p>2 [略]</p> <p>3 文書番号は、北海道農地・水・環境保全向上対策協議会規約(以下「協議会規約」という。)に定める事業年度ごとに起番するものとする。</p> <p>(文書の施行)</p> <p>第 18 条 起案文書の施行に当たっては、第6条第1項第一号の文書登録簿又は同条第1項第二号の簡易文書整理簿に所要事項を記入し、当該文書の発行名義人の公印を押印するものとする。</p> <p>(発送)第19条～(文書の廃棄)第23条[略]</p> <p>(雑則)</p> <p>第24条 農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2261号)、環境保全型農業直接支援対策実施要綱(平成23年4月1日付け22生産第10953号)、農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成23年4月1日22農振第2262号)、環境保全型農業直接支援対策実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号)、道協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号)</p> <p>1[略]</p> <p>附 則(平成23年8月30日付け23道協議会第64号)</p> <p>1[略]</p>

「北海道農地・水・環境保全向上対策協議会公印取扱規程」新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p data-bbox="342 280 949 309"><u>北海道農地・水保全管理対策協議会公印取扱規程</u></p> <p data-bbox="819 355 1104 459">平成19年4月16日制定 平成23年8月30日変更 <u>平成24年4月 日変更</u></p> <p data-bbox="219 504 297 533">(趣旨)</p> <p data-bbox="185 544 1097 647">第1条 <u>北海道農地・水保全管理対策協議会</u>(以下「道協議会」という。)における公印の取扱いについては、この規程の定めるところによる。</p> <p data-bbox="219 692 315 721">(定義)</p> <p data-bbox="185 734 360 762">第2条 [略]</p> <p data-bbox="219 815 315 844">(種類)</p> <p data-bbox="185 857 1059 970">第3条 公印の種類は、次に掲げるものとする。 会長印 「<u>北海道農地・水保全管理対策協議会会長</u>」の名称を彫刻</p> <p data-bbox="219 1023 871 1051">(公印の形状、寸法等)第4条～(使用範囲)第11条[略]</p> <p data-bbox="219 1098 297 1126">(雑則)</p> <p data-bbox="185 1139 1104 1281">第12条 <u>農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成24年4月 日付け23農振第 号)</u>、<u>農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成24年4月 日23農振第 号)</u>、<u>道協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</u></p>	<p data-bbox="1252 280 1926 309">北海道農地・水・環境保全向上対策協議会公印取扱規程</p> <p data-bbox="1760 355 2045 421">平成19年4月16日制定 平成23年8月30日変更</p> <p data-bbox="1162 504 1240 533">(趣旨)</p> <p data-bbox="1128 544 2040 647">第1条 北海道農地・水・環境保全向上対策協議会(以下「道協議会」という。)における公印の取扱いについては、この規程の定めるところによる。</p> <p data-bbox="1162 692 1258 721">(定義)</p> <p data-bbox="1128 734 1303 762">第2条 [略]</p> <p data-bbox="1162 815 1258 844">(種類)</p> <p data-bbox="1128 857 2022 970">第3条 公印の種類は、次に掲げるものとする。 会長印 「北海道農地・水・環境保全向上対策協議会会長」の名称を彫刻</p> <p data-bbox="1162 1023 1814 1051">(公印の形状、寸法等)第4条～(使用範囲)第11条[略]</p> <p data-bbox="1162 1098 1240 1126">(雑則)</p> <p data-bbox="1128 1139 2045 1386">第12条 農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2261号)、環境保全型農業直接支援対策実施要綱(平成23年4月1日付け22生産第10953号)、農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成23年4月1日22農振第2262号)、環境保全型農業直接支援対策実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号)、道協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p>

「北海道農地・水・環境保全向上対策協議会内部監査実施規程」新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;"><u>北海道農地・水保全管理対策協議会内部監査実施規程</u></p> <p style="text-align: right;">平成19年4月16日制定 平成23年8月30日変更 <u>平成24年4月 日変更</u></p> <p>(趣旨) 第1条 <u>北海道農地・水保全管理対策協議会</u>の業務及び資金管理に関する内部監査は、この内部監査実施規程により実施するものとする。</p> <p>(監査委員の指名)第2条～(内部監査結果の不適合の是正)第6条[略]</p> <p>(雑則) 第7条 <u>農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成24年4月○日付け23農振第 号)、農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成24年4月○日23農振第 号)、道協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</u></p> <p>附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号) 1[略] 附 則(平成23年8月30日付け23道協議会第64号) 1[略] <u>附 則(平成24年4月○日付け24道協議会第 号)</u> 1 <u>この規程は、平成24年4月○日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>北海道農地・水・環境保全向上対策協議会内部監査実施規程</u></p> <p style="text-align: right;">平成19年4月16日制定 平成23年8月30日変更</p> <p>(趣旨) 第1条 北海道農地・水保全管理協議会の業務及び資金管理に関する内部監査は、この内部監査実施規程により実施するものとする。</p> <p>(監査委員の指名)第2条～(内部監査結果の不適合の是正)第6条[略]</p> <p>(雑則) 第7条 農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2261号)、環境保全型農業直接支援対策実施要綱(平成23年4月1日付け22生産第10953号)、農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成23年4月1日22農振第2262号)、環境保全型農業直接支援対策実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号)、道協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号) 1[略] 附 則(平成23年8月30日付け23道協議会第64号) 1[略]</p>